

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

市川市長 村 越 祐 民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、市民税等の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市税条例等の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和 3 年 3 月 31 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 1 7 号

市川市税条例等の一部を改正する条例

(市川市税条例の一部改正)

第 1 条 市川市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項中「所得税法第 1 9 8 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 5 3 条の 9 第 3 項」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 4 項中「所得税法第 2 0 3 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 5 3 条の 8 第 1 項第 1 号中「本条、次条第 2 項及び」を「この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 5 3 条の 9 に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 4 8 条の 1 8 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、

同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第 81 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同条第 8 項を削り、同条中第 9 項を第 8 項とし、第 10 項を第 9 項とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 8 号中「附則第 19 条の 3 第 4 項」を「附則第 19 条の 3 第 5 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令

和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第１３条の２第１項中「附則第１３条」を「前条」に改め、同項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 令和２年度分の固定資産税について市川市税条例等の一部を改正する条例(令和３年条例第１７号)第１条の規定による改正前の市川市税条例(以下この項において「令和３年改正前の条例」という。)附則第１３条の２第３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和３年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固定資産税に係る令和３年改正前の条例附則第１３条の２第３項において準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第１３条の３第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第２項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１４条中「同条第１項」を「附則第１３条の２第１項(同条第３項において準用する場合を含む。)又は第４項」に改める。

附則第１５条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年

度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の３第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１６条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７ 法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動

車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- ８ 法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１６条の２第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

附則第２２条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第２３条第２項中「令和３年度」を「令和８年度」に改める。

附則第２７条に次の１項を加える。

- ２ 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

（市川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 市川市税条例の一部を改正する条例（令和２年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、市川市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、市川市税条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、市川市税条例第52条の改正規定中「第52第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第3条のうち、市川市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の2第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った第1条の規定による改正前の市川市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う新

条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 30 年 6 月 6 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 4 1 項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和 3 年 4 月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。